

(調査資料)

## 障害者権利委員会一般的意見「インクルーシブ教育への権利」(General Comment No. 4) ドラフト版を巡る議論-ドラフト版から採択版における主要な変更と公開された意見-

棟方 哲 弥

(発達障害教育推進センター)

**要旨：**人権条約では、諸権利の基準や加盟国の義務についての基準を示すために「一般的意見 (General Comment)」が採択される場合がある。我が国が 2014 年に批准した障害者の権利に関する条約でも 2022 年 10 月 7 日付けで 8 つ目の一般的意見が採択されている。その 1 つが 2016 年 8 月 26 日に採択された「インクルーシブ教育への権利 (General Comment No.4)」である。この採択過程では、同年 1 月 15 日を締切として一般的意見のドラフト版に対する意見招請が行われた。国連の Web サイトには締約国の政府機関や障害者団体から提出された意見書が 87 件のリストとして公開されている。本稿では、ドラフト版から採択版における主要な変更点と公開された資料からそれらに関連する意見の整理を行った。その結果、ドラフト版に見られた通常の学校の特別の学級やユニット（我が国では特別支援学級がこれに該当すると考えられる）が分離型のタイプとして説明された部分が削除され、一方で、既存の特別な学校がある場合にはリソースセンターとして活用する考え方を示した部分も削除されていた。また、統合教育の意義や、従来の「インクルーシブ教育はプロセスである」という説明 (UNESCO, 2009) に関して、インクルーシブ教育の対極に教育からの除外 (exclusion) を置いた上で、通常の学校に受け継がれてきた行動様式、考え方、実践の変更を伴って、教育を受ける権利を妨げる障壁を取り除くための継続する前向きな取組のプロセスの「成果 (the result)」であるとの解釈を行ったことなどを確認した。その上で、これらの変更や修正に関与した可能性のある意見を整理することで修正の理由や背景の検討を試みた。障害者の権利の委員会による 2022 年 9 月 9 日付けの日本政府への総括所見 (勧告) の第 24 条に関する指摘では、本稿で取り上げた一般的意見を踏まえるとした上で日本への要請が述べられていることから、本稿で得られた知見は我が国が締約国としてインクルーシブ教育を充実する上で重要な示唆となると考えられた。

**見出し語：**障害者の権利に関する条約、障害者権利委員会、一般的意見、第 24 条「教育」、総括所見

### I. 問題の背景

障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約、以下、障害者権利条約あるいは本条約とす

る）は 2006 年 12 月 13 日に国連総会で採択され、2007 年 3 月 30 日から署名が開始された。その後、本条約第 45 条の効力発生の規定に従って 20 ヶ国が批准した 2008 年 5 月 3 日に効力が発生した (国連, n.d.\*1)。我が国は 2007 年 9 月 28 日に署名、

\*1 no date (日付が記されていない)

2014年1月20日に批准書を寄託し、同年2月19日に条約の効力が発生している（外務省，2022，June 17；国連，n.d.）。批准した国は締約国（State Party）と呼ばれる。障害者権利条約第35条は、本条約の義務を履行するための措置及び進歩に関する報告（以下、締約国報告とする）を障害者権利委員会（以下、委員会とする）に提出することを求めている（外務省，2014；国連総会，2007）。締約国報告は、批准後2年以内に最初の報告（the initial report）を提出し、さらに、その後、委員会の要請に応じて、あるいは少なくとも4年以内ごとに提出が義務付けられている。締約報告が提出されると、それに対して委員会からの締約国への「事前質問（List of Issues）」が示されて、締約国に回答書を求め、その後、建設的対話と呼ばれる対面審査を経て、最終的に総括所見（Concluding observations）が提示されることになっている。これらの文書は全て委員会のWebサイトで確認することができる（国連人権条約機関データベース，n.d.）。2022年12月時点で延べ133ヶ国に対して総括所見が提示されており、既に第2次・第3次合併の定期報告に対する総括所見が公表されている国は10カ国となっている（国連人権条約機関データベース，n.d.）。

なお、締約国報告は、委員会の示した定期締約国報告のためのガイドライン（CRPD/C/2/3）（障害者権利委員会，2009）に沿って内容を記載することとされており、まず、障害に関する統計を含む基本的な締約国の情報、人権の保護と促進に係る一般的な枠組みなど、全般にかかる情報（common core document）と第1条（目的）から第33条（国内における実施及び監視）のそれぞれにかかる情報（treaty-specific document）が求められている。それぞれについて、具体的な政策・施策とその法的枠組みに加えて、本条約の内容の履行状況を示す施策の内容や統計データが必要となる<sup>\*2</sup>。

このような規定に基づいて、我が国は「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」という

文書を2016年6月（日本語仮訳には日付はなく英語版による）に提出し、これについては既に、2019年10月29日付けで、委員会から「事前質問」が提示されている。その中では、第24条「教育」の部分について、外務省仮訳で「ろう児童及び盲ろう児並びに知的又は精神障害のある児童を含め、分離された学校における教育から障害者をインクルージョンする（インクルーシブ）教育に向け移行するための、立法及び政策上の措置並びに人的、技術的及び財政的リソース配分」「個別化された支援を提供するためにとられた措置」「全てのレベルにおける一般の（mainstream）教育において障害者に対する合理的配慮の拒否を防ぐためにとられた措置」、また「質の高い、障害者をインクルージョンする（インクルーシブ）教育についての教職員に対する制度的な研修を確保するための措置」等が求められている（障害者権利委員会，2019）。

その後、日本政府は事前質問への回答を行って、2022年8月23日と2022年8月24日にスイスのジュネーブで建設的対話と呼ばれる対日審査が行われ、2022年9月9日付けで総括所見（CRPD/C/JPN/CO/1）が提示されている。これらは国連の人権条約機関データベース（国連人権条約機関，n.d.）で公開されている。

ところで、国連の主要な人権条約では、諸権利の基準や加盟国の義務についての基準を示すために条約の採択の後で「一般的意見（General Comments）」が採択される場合がある。「一般的意見」と訳されるが、国連によれば、条約によっては「勧告（recommendation）」とも呼ばれ、当該条約等に関して、各国の教育政策立案、施策の推進のガイドラインとなる重要な基準として位置づけられている（国連，n.d.）。

障害者権利条約でも2022年10月7日時点で既に8つの一般的意見が採択されている（障害者権利委員会，n.d.）。その1つが2016年8月26日に採択された「インクルーシブ教育への権利（General Comment No.4）」である。

<sup>\*2</sup> 当該ガイドラインは、その後2016年11月17日に各国の総括所見の内容を反映した内容やSDGsの指標を踏まえた更新版が採択されている。なお、日

本の締約国報告の提出は、2016年6月であり、その提出時のガイドラインは2009年版となる。

委員会が、障害者権利条約の第24条「教育」の意義を「インクルーシブ教育への権利」と捉えて、そのガイドラインとしての基準を示したものとなる。

ところで、先に述べた日本に対する総括所見の第24条の最初の指摘では、分離された特別な教育の永続化の懸念が示された上で分離された特別な教育からの転換など6つの要請が具体的に行われている。また、これについては、一般的意見（General Comment No.4）と持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の目標を踏まえた要請であることが記述されている（障害者権利委員会, 2022）。

障害者権利条約第35条に規定された締約国報告について、今回が初回であり、今後4年ごとに、あるいは権利の委員会の求めに応じて締約国報告を継続する。総括所見に基づいて我が国のインクルーシブ教育の推進を行うためには、ここに取り上げる一般的意見に基づくことが求められる。

この一般的意見の採択過程では、2016年1月15日を締切として障害者権利委員会の原案であるドラフト版に対する意見招請が行われ、国連のWebサイトには締約国の政府機関や障害者団体から受理された意見87件が公開されている（障害者権利委員会, n.d.）。

これらの意見を基にして一般的意見のドラフト版が変更・修正されたとまでは言えないが、これらの変更や修正に関与した可能性のある意見を整理することとした。これらの修正の理由や背景の一端を探ることは、特別支援学校等を含めた連続した多様な学びの場を確保することを通じてインクルーシブ教育システムの構築を進める我が国の特別支援教育政策の立案、施策の推進の参考になると考えられる。

## II. 目的

障害者の権利に関する条約を批准後の初めての総括所見の指摘を踏まえて、特別支援学校等を含めた連続した多様な学びの場を確保することを通じてインクルーシブ教育システムの構築を進める我が国の特別支援教育政策の立案及び施策の推進

の参考とするため、総括所見にも言及されている2016年8月26日に採択された一般的意見「インクルーシブ教育への権利（General Comment No.4）」が規定するインクルーシブ教育についての情報を整理することを目的とする。

## III. 手続き

分析の対象とした資料は、一般的意見の採択版、一般的意見のドラフト版、提出された意見（87件）である。これらは、全て、一般的意見書が掲載されているWebサイト（<https://www.ohchr.org/en/documents/general-comments-and-recommendations/general-comment-no-4-article-24-right-inclusive>）からダウンロードして使用した。採択版は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語が公開されており、その中から、ドラフト版（原文は英語版のみ）と直接の比較が可能な英語版の採択版を選択してダウンロードした。

採択版とドラフト版の差分については、一覧表を作成した。インクルーシブ教育に関わる用語の定義、特別な学級の位置付けなど、総括所見で示された我が国の特別支援教育政策の立案、施策の推進に関係が深いと考えられた内容についてはパラグラフを提示した上で、公開されている意見書から、そのパラグラフの番号に対応する箇所意見を抜き出して列挙し内容を検討した。

## IV. 結果と考察

### 1. ドラフト版の種類と構成

意見招請の対象となった一般的意見のドラフト版は4種類であった。それらは、通常の英文による版、読みやすい英語版、平易な英語版、子供が親しみやすい英語版（Child-friendly version-Draft General Comment on the Right to inclusive education）であった。障害者権利委員会の意見招請では、意見書の条件として、具体的なパラグラフ番号を記して意見を記載し、その分量は5ページを越えないということが示されていた。また、各国への意見招請は、英語、スペイン語、フランス語の3ヶ国語とする、との記述があった一方で、当該Web

サイトの招請の案内文は英語版のみが掲載されていた。

また、ドラフト版には発行日の記載がないが、意見招請の締切の期日は2016年1月15日であることが記載されている。また、このドラフトへの意見招請を決定したのは障害者権利委員会の第14回セッション（2015年8月17日から同年9月4日までの開催）であることから、発行日はこの時期であると考えられる。

障害者権利条約第49条には条文が利用しやすい様式（Accessible formats）で提供されることが規定されており、ドラフト版も以下の4つの版が提供されていた。

#### （1）通常の英文による版

パラグラフ1～7では導入（Introduction）が、パラグラフ8～37では第24条の要求事項（Normative contents of Article 24）が、パラグラフ38～40では締約国の義務（Obligations of State Parties）が、パラグラフ41から83では条約の他の条項との関連（Relation with Other Provisions of the Convention）が記述されている。

本ドラフト版は、採択版とパラグラフ単位で正確な比較が可能であることから、上述したように本論の分析では、これを比較用のドラフト版として用いた。

#### （2）読みやすい英語版

このドラフト版では、絵画シンボルと平易な単語を用いた短い文章で、それぞれの事項を説明している。例えば、「インクルーシブ教育とは何か」と書かれた後に机を並べて授業を受ける絵画シンボルが書かれ、その横に「それは障害のある人が障害のない人と一緒に学ぶとき（It is when people with disabilities learn together with people without disabilities.）」とあり、さらに「すべての人が学校や大学の同じ教室で一緒に学びます（Everyone learns together in the same classroom at school, college or university.）」等と紹介されている。通常のドラフト版が83パラグラフあるところを6章構成で全32の平易な短いパラグラフで書かれている。文字数は865字で通常版の8%程度で全12ページである。

#### （3）平易な英語版

平易な英語表現で書かれたドラフト版である。

（2）の読みやすい英語版と比べて文章は長く、絵画シンボルがない。文字の大きさは通常版と同じであり、文章が短く平易な表現で記載されている。7章で全70パラグラフあり、ページ数は12ページの短い資料となっている。文字数は約2,800字で通常版の1/4程度である。この版ではインクルーシブ教育についての1つとして「このようにインクルーシブ教育は、分離や統合とは違います。分離や統合とは、生徒が分離された学校や通常の学校の分離した学級（ユニット）で学ぶことであり、あるいは正しい支援無しに、通常の学級に入れられてしまうことです。（In this way, inclusive education differs from segregation and integration. This is where students might learn in separate schools or separate units within a mainstream school. Or else be put in mainstream classrooms without the right support.）」（本ドラフト版 p.3, 1～4行目）と説明されている。

#### （4）子供が親しみやすい（児童青年用）英語版

この資料は「Consultation Package and Facilitator's Guide」として、5～7時間をかけて、児童青年から意見を聴取するためのパワーポイントのスライドと説明の進め方が紹介されている。（ただし、原稿執筆時点において、提供されると記載されたパワーポイント資料はサイトに掲載されておらず入手できていない。）資料中に、平易な子供用に要約されたドラフト本文が掲載されている。

### 2. ドラフト版と採択版の差分と意見書の検討

#### （1）ドラフト版と採択版の差分

通常の英文によるドラフト版（以下、ドラフト版と記す）と採択版を比較した結果は以下のとおりである。

差分は、ほぼ全てのパラグラフについて生じていたが、新たな内容が加えられた部分、内容が変更されたと思なされる部分について記載し、単語や文章表現の変更と思なされるものは除外した。

以下、表1-1～表1-5として、ドラフト版から採択版への変更部分を記載する。（以下、パラグラフの番号は、ドラフト版のパラグラフを Para.と

記す。また、採択版については Para. 番号 (採択版) と記す。)

1) 導入部分 (Para. 1 から Para. 7)

表 1-1 ドラフト版から採択版への変更 (導入部分)

パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 1	段落冒頭の「この数十年の間に障害者を尊重する態度が顕在化した」という文を削除している。それ以外の内容に変更はない。
Para. 2	インクルージョンの認識がされて 20 年としていたものを 30 年に訂正し、SDGs への言及を正式名称に変更。その上で、Para. 3 に記載されていた 25 行にわたる「教育的事例」「社会的事例」「経済的事例」、それぞれの詳述を削除した上で、それぞれに事例があるという 1 行を追記。同じく Para. 3 に示されていた国連人権高等弁務官事務所の研究からインクルーシブ教育こそが、質の高い教育と社会発展に寄与する可能性のあることを述べたものを追記。
Para. 3	上記を踏まえて削除。
Para. 4	上記により、Para. 3 (採択版) に変更。
Para. 5	上記により、Para. 4 (採択版) に変更。インクルーシブ教育に対する障壁について、項目を追加。具体的には、①障害者に対する差別の 1 つにメインストリーム (mainstream) における障害者への期待の低さがあること、②インクルーシブ教育へのアクセスへの障壁として、さまざまな理解の欠如、例えばインクルージョンが教育の質を下げ、その他の負のインパクトにつながるという誤った恐れやステレオタイプがあり、全ての教職員への教育が不十分であること、③合理的配慮や複数の省庁の相互協力が不十分であることを追記。
Para. 6	削除。Para. 5 (採択版) には、条約の他の条項との関係部分にあった第 3 条に關係する Para.43 の内容をより具体化して転載。
Para. 7	削除。Para. 6 (採択版) には、国内での実施部分にあった第 4 条(3)に關係する Para.81 の内容を一部削除して転載。具体的には権利条約第 4 条 3 項の内容 (「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」) の趣旨を再掲し、障害者とその家族は単なる受益者ではないことを明記。

2) 第 24 条の要求事項 (Para. 8 から Para.37)

表 1-2 ドラフト版から採択版への変更 (第 24 条の要求事項)

パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 8	全ての段階のインクルーシブ教育システムの構築の対象として、職業教育、生涯学習、課外活動、社会活動を追記。
Para. 9	インクルーシブ教育は、フォーマルとインフォーマルの両方の教育に必要なことを追記。
Para.10	インクルーシブ教育の定義の修正について、「以下のように理解され得る (can

	<p>be)」が「以下のように理解される (to be)」と強調された上で、対象を「障害のある人」から「全ての個々の学習者」である子供として、重ねて、その対象が保護者等ではなく、子供の権利を優先することを明示。さらに、インクルーシブ教育について定義を修正し、プロセスそのものではなく、継続的なプロセスの成果 (the result) と捉え直した。(詳細は (2) で論ずる)</p>
Para.11	<p>分離 (segregation)」と「統合 (integration)」と「インクルージョン (inclusion)」の違いを定義したパラグラフでは、インクルージョンの対極に「除外 (exclusion)」の定義を追加。統合教育の位置づけを「統合教育は、障害のある人が既存のメインストリームの環境に適応し得るとの理解のもとに、そこへ措置 (placing) するプロセスのこと」と再定義。また、通常の学校の特別のクラスやユニットが分離型のタイプとして説明された部分を削除。(詳細は (2) で論ずる)</p>
Para.12	<p>インクルーシブ教育の中核となる特徴を列挙する中で、全体的なシステムによるアプローチ (whole systems approach) を追加し、教育省は、全てのリソースをインクルーシブ教育の推進に向けること、学校文化、政策、実践への必要な転換を図ることと明記した。さらに、効果的な移行の項目を追加して、学校での学びから、職業教育あるいは高等教育、最終的な職場へ向けて、合理的配慮、公平な評価、試験、認証などを他者と同様に受けることが記載された。また、SDGs について加筆された。</p>
Para.14	<p>人権の危機についての記述の部分を戦闘や自然災害を含めて充実し記載。</p>
Para.19	<p>第4条(1)(b)「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置 (立法を含む。) をとること。」に関してパラグラフを追加。</p>
Para.21	<p>上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮、支援機器の提供、新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて、全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。</p>
Para.24	<p>Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提供するために障害のある人への優先的な配慮である積極的差別是正措置 (affirmative action) について追加。</p>
Para.29	<p>追加。一般的なアクセス保証と、個別の合理的配慮の違いの再認識と、一般的なアクセス保障や配慮が行われている場合にも、個別の合理的配慮を要求できることを明記。</p>
Para.31	<p>Para.32 (採択版) と Para.33 (採択版) に分けて繰り下げ。UDL (学習のユニバーサルデザイン) の重要性を記載していた部分を削除し、代わりに、十分に訓練された支援員、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、予算配分、個別の教育計画の重要性を記載。</p>

Para.34	Para.35 (採択版) に繰り下げて、自閉症とコミュニケーション障害、知的障害の場合でのリソースの提供の充実として、AAC、手話、ハイテク、ローテクの活用、ピアチューター、構造化、視覚支援の投資などを追記。このパラグラフは条約第24条(3)でも取り上げられている盲人、ろう者、盲ろう者への最適なコミュニケーション手段の活用と教育の場に関するものに、自閉症、コミュニケーション障害、知的障害に関する内容を新たに3項目追加している。例えば、Para.35(f) (採択版) では、知的障害者には、安全で静寂で構造化された環境において、具体的で視覚的、読みやすい教材等が用いられることや、自立生活と職業の文脈での指導が提供されなければならない (must be provided) ことが述べられている。また、締約国は代替的な指導方略や評価方法が用いられるインクルーシブで相互作用のある教室 (inclusive interactive classrooms) のための投資が必要であると述べている。
Para.36	Para.37 (採択版) に繰り下げ。インクルーシブ教育環境で有用な手話や点字、移動支援技能を持つ教職員を雇用すること、また、その養成は障害の人権モデル (human rights model of disability) に基づくべきことを追記。
Para.37	Para.38 (採択版) に繰り下げ。締約国は、高等教育において、障害のある学生に対する優先的な対応である積極的差別是正措置を検討すべきことを追記。

### 3) 締約国の義務 (Para.38 から Para.40)

表 1-3 ドラフト版から採択版への変更 (締約国の義務)

パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 38	Para.39 (採択版) に繰り下げ。
Para. 39	Para.40 (採択版) に繰り下げ。
Para. 40	Para.41 (採択版) と Para.42 (採択版) に分けて繰り下げ。

### 4) 条約の他の条項(教育以外の条項)との関係 (Para.41 から Para.58)

表 1-4 ドラフト版から採択版への変更 (条約の他の条項との関係)

パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 41	Para. 42 と合わせて、Para. 44 (採択版) へ繰り下げ。
Para. 42	同上。
Para. 43	Para. 45 (採択版) へ繰り下げ。その際、第3条関係から第5条関係に内容を変更。
Para. 44	か ら それぞれ Para. 46 (採択版) から Para. 52 (採択版) へ繰り下げ。
Para. 51	
Para. 52	削除。新たに第20条に関する内容を Para. 53 (採択版) に記載。
Para. 53	か ら それぞれ Para. 54 (採択版) から Para. 58 (採択版) へ繰り下げ。
Para. 57	
Para. 58	条約の教育以外の条項 (第32条) との関係という点で、Para.41 (採択版) の中に、具体的な記述を追加して、転載した上で削除。

5) 国内での実施 (Para.59 から Para.83)

表 1-5 ドラフト版から採択版への変更 (国内での実施)

パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 63	(a) から (K) の事項を (a) から (m) に追加して整理。
Para. 68	Para. 69 と合わせて Para. 68 (採択版) へ。
Para. 69	同上。
Para. 70 と Para. 71	それぞれ Para.69 (採択版) と Para.70 (採択版) へ繰り上げ。
Para. 72	Para. 75 と合わせて Para. 71 (採択版) に移動。
Para.73	b) の中で、特別な学校をリソースセンターとして強化 (empowering) を図ること、専門性の水準を強化し、他の教員の研修や保護者、本人への支援、アセスメントなどを含めてインクルーシブな学びの支援を行うこと、支援機器等の資源提供や教員等に利用させる支援などが記載されていたが、採択版では、この特別な学校に関する記述が削除された他、大幅な削除、修正が行われた。(詳細は (2) で論ずる)
Para.77	Para. 73 (採択版) と Para. 74 (採択版) に分けて記載。
Para.78	Para. 79 と合わせて Para. 75 (採択版) へ。
Para.83	Para. 76 (採択版) へ。

(2) 主要な差分と意見書の検討

意見を提出した国や機関はリスト上で 87 あった (付表 1)。一方で、リストの重複 (意見 22 と意見 23)、欠落 (意見 35)、異なる名称の同一ファイル (意見 77 と意見 79) があり、実際の意見を提出した国や機関は 84 となった。

各政府による意見、協会や団体からの意見、個人としての意見、自国政府意見への異議を唱える意見、複数団体の連名の意見のほか、先行研究の論文を提出しただけのものなどがあつた。

指定された 3ヶ国語 (英語、スペイン語、フランス語) 以外ではアラビア語 (バーレーン) の意見が 1 件あつた。意見については表 1 の国や機関名を意見番号として引用している。なお、パラグラフの番号 (Para. 数字) は、それぞれの意見がドラフト版の番号を記していることから、ドラフト版の番号とした。

既に (1) で記述したように、ドラフト版と採択版では、さまざまな差分が生じたことがわかる。本論の目的は、障害者の権利に関する条約を批准後の初めての総括所見の指摘を踏まえて、特別支援学校等を含めた連続した多様な学びの場を確保

することを通じて教育インクルーシブ教育システムの構築を進める我が国の特別支援教育政策の立案及び施策の推進の参考とすることであり、特に、分離された特別な学校や特別な学級の位置づけ、インクルーシブ教育の定義について中心に検討を進める。

このため具体的には、Para. 3, Para.10, Para.11, Para.34, Para.73 を中心に意見書の内容を取り上げる。

・ Para. 3

このパラグラフは、ドラフト版で、インクルーシブ教育の重要性を「教育的事例」「社会的事例」「経済的事例」に分けて、インクルーシブ教育の優位性を先行研究の成果を示しながら述べたものであつた。「教育的事例」で紹介されていたものは、同じ障害の程度である子供が、障害のない子供と共に学んだ場合に、分離型で学ぶより学業成績が全般に高いという論文の結果を示し、インクルーシブ教育のみが、質の高い教育と社会開発に寄与可能であるとしている。採択版では、削除されている。

このことに関する意見としては、「インクルーシ



ブの効果については、他に多くの論文があり、結論はさまざまである。このことからこのパラグラフでインクルーシブ教育のみが、寄与するという記述は公平性を欠く」「インクルーシブ教育が、分離型のクラスと比較して、全体として学業成績や望ましい行動を得るということは保証されず、質の低い通常学級での学習がインクルーシブ教育と呼ばれることが最も悪影響を及ぼす」(意見1)、「権利条約第24条3(c)の条文には、特別な学校や教育施設における教育の場が存在し、盲者、ろう者、盲ろう者の教育が最も適した言語やモードで行われることを締約国が進めるという記述がある」(意見12)、「インクルーシブ教育の効果については、障害のない生徒にも教育や社会性における利益があることを記すべき」(意見15)、などがあった。

・ Para.10

(1)で述べたように、Para.10では、冒頭で、インクルーシブ教育が、以下のように「理解され得る (can be)」としていたものを、「理解される (to be)」と強調した上で、その対象を「障害のある人」から「全ての個々の学習者」とした上で、対象はあくまでその保護者等ではないこととして、子供の権利優先を明示している。

さらに、インクルーシブ教育の定義も変更されているが、以下に、インクルーシブ教育システムの定義を述べた部分のドラフト版のd)と採択版の(d)を示す。下線部が変更(追加)点である。

ドラフト版 Para.10 より

d) a process that necessitates a continuing and pro-active commitment to the elimination of barriers impeding the right to education, together with changes to culture, policy and practice of regular schools to accommodate all students.

採択版 Para.10 より

(d) The result of a process of continuing and proactive commitment to eliminating barriers impeding the right to education, together with changes to culture, policy and practice of regular schools to accommodate and effectively include all students.

上に見るように(インクルーシブ教育とは)「全ての子供を (accommodate) 受け入れるために、通

常の学校に受け継がれてきた行動様式、考え方、実践の変更を伴って、教育を受ける権利を妨げる障壁を取り除くための継続する前向きな取組のプロセス」という表現は変更されていないが、採択版では、インクルーシブ教育を「プロセス」そのものと捉えるのではなく、プロセスの成果 (the result) が「インクルーシブ教育」であると捉え直している。また、「効果的に包摂する」という文言も加えられている。その上で、Para.11では、「インクルージョンは体系的な改革のプロセスに関与 (involve) し」という表現が見られる。定義の上ではUNESCO (2009) の「インクルーシブ教育はプロセスである」との表現 (UNESCO, 2009, p.8, Para.3) を障害者権利委員会が、今回採択した正式な文書の中で見直したことになる。

上記の変更について、提出された意見の中では、意見11は、採択版に反映されたとおり、インクルーシブ教育を結果と捉えるべきという指摘であった。一方、学ぶ場の多様性と保護者の意向から分離教育が必要であり、このパラグラフの削除を求める意見(意見38)もあった。なお、この意見38を提出した機関は、書きぶりとして、ドイツの国としての見解として書かれている一方で、署名が無く、これに対する非常に強い反論がドイツの別の団体(意見6)から提出されていた。

・ Para.11

続いて、「除外」「分離」「統合」「インクルージョン (inclusion)」を定義したドラフト版と採択版を示す。

・ Para.11 (ドラフト版)

(一部略) Integration is a process of placing persons with disabilities in existing mainstream educational institutions, and requiring them to adapt and accommodate to a pre-determined environment. (統合教育とは、障害のある人をメインストリームに措置して、その事前に決定されていた環境に適応させることを指す) (中略) Similarly, creating discrete and isolated units for students with particular disabilities within a mainstream school environment remains a form of segregation, and cannot be defined as inclusive education. Integration is not a necessary transition from segregation to inclusion (同様に、通常の学校の中に

において、分けされたり分離されたりしている特定の障害のある児童生徒のためのユニットを設置することはインクルーシブ教育とは定義され得ないものであり、1つの分離教育の形態でしかない。また統合教育は分離教育からインクルージョンへの必然的な移行段階というわけではない。）。

・ Para.11 (採択版)

(一部略) Exclusion occurs when students are directly or indirectly prevented from or denied access to education in any form (除外とは、どのような形態であっても、児童生徒が直接的に、あるいは間接的に教育へのアクセスを阻まれたり拒否される場合に生じる)。(中略) Integration is the process of placing persons with disabilities in existing mainstream educational institutions with the understanding that they can adjust to the standardized requirements of such institutions (統合教育とは、障害のある人を、彼らが、既存のメインストリームの教育機関の標準化された要求に対処できるとの理解のもとに、その教育機関に措置するプロセスである。(中略) Furthermore, integration does not automatically guarantee the transition from segregation to inclusion (さらに言えば、統合教育を行ったからといって、分離教育からインクルージョンへ自動的に移行していくことが保証されるものではない)。

採択版では、ドラフト版が「分離」「統合」「インクルージョン」の違いを定義したパラグラフについて、「除外 (exclusion)」をインクルージョンの対極に置く形で追加し、定義した。その上で「統合教育は自動的に分離からインクルージョンへの移行を保証するものではない」と最終センテンスで、ドラフト版での記述を一部担保しているがドラフト版の「統合教育 (integration, 以下同様) は、障害のある人をメインストリームに措置して、その環境に適応させること」という表現を採択版では「統合教育は、障害のある人が既存のメインストリームの環境に適応し得るとの理解のもとに、そこへ措置すること」と定義し直した。なお、「分離教育」の例として、「通常の学校に分離された学級を設置することは分離の1つの形式であり、インクルーシブ教育とは定義されない」という表現を削除した。

これに関連する意見としては、インクルーシブ教育は理想であるが現時点では「twin-track」アプローチ、すなわち「two-track」という2線式ではなく、通常の学校や教室におけるインクルーシブ教育の推進と、特別な場を含めた教育を対にして充実させることが必要である(意見 38, 61, 68, 69, 87 など)との意見があった。また、文言については「よく分類されている。その一方で分離は、隔離された場所で行われるばかりではなく、貧弱なインクルーシブ教育において見られるものであり、このことを分離の記述に加えること」(意見 1)、「分離、統合、インクルージョンは、その順で記載すること。インクルージョンの後に統合の説明が置かれることは合理的でない」(意見 32)があり、意見 1 は反映されていないが、意見 32 は採択版で、そのように順序の修正がなされている。

・ Para.34

表 1-2 のとおり、Para.35(f) (採択版) では、盲者、ろう者、盲ろう者以外に、自閉症、コミュニケーション障害、知的障害に関することが追加されている。寄せられた意見では、盲者、ろう者、盲ろう者だけについての記述では不十分という意見があり、自閉症、コミュニケーション障害、知的障害に関する項目が追加されている。また、知的障害者について述べるなかで新たに「inclusive interactive classroom」という表現が追加された。「知的障害者は具体的で視覚的、読みやすい教材等を用いて、安全で静寂で構造化された環境において自立生活と職業の文脈において児童生徒を準備させるような指導をインクルーシブで相互作用のある教室 (inclusive interactive classrooms) において提供されなければならない (must be provided) という表現 (再掲)」と書かれている。これに関連する意見として「パラグラフ 34 は、盲者、ろう者、盲ろう者のみを取り出しているが、これにより、締約国が、これら以外の障害に対して、これらの提供されないことを懸念する。例えば、自閉症の人は感覚処理に障害がある。彼らもまた、拡大代替手段が必要かもしれない。自閉症のある児童生徒については、盲者、ろう者、盲ろう者と同様に、『その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達

を最大にする環境において行われることを確保すること（すなわち条約第24条3(C)）が必要であり、居住地域で教育を受けるための生活や社会スキルを身に付けることが必要（意見9）という意見があった。また、「パラグラフ34で述べられていることは、複雑なコミュニケーション障害や限定的な言語能力の児童生徒に関しても対象であると読むことができる。それらを含む下位項目を新たに追加すべきである」（意見49）。「締約国は、自閉症のある児童生徒が居住地域で教育を受けるための生活や社会スキルを身に付けることが必要である。」（意見58）。

これらのうち、意見9と意見58は、共に条約第24条3の記述が自閉症のある児童生徒にも必要であることを指摘している。

#### ・ Para.73

ドラフト版ではサポートやリソースシステムの一つ(b)として、特別な学校をリソースセンターとして強化(empowering)を図ること、専門性の水準を強化し、他の教員の研修や保護者、本人への支援、アセスメントなどを含めてインクルーシブな学びの支援を行うこと、支援機器等の資源提供や教員等に利用させる支援などが記載されたものであった。しかし、採択版では、この特別な学校のリソースセンター化の記載が削除された。これに関連する意見としては、「特別な学校をリソースセンターとして活用することは、その専門性を生かす意味で望まれるが、その一方でラテンアメリカの国などでは、インクルーシブ教育を行おうとする教員は、特別な教育の専門家はインクルーシブ教育の障壁となっている、と考える者が多い。しかし、実態としては、それらの（インクルーシブ教育を行う）教員には障害に関する指導をする専門性がない」（意見5）や「長い期間分離されてきた教育機関における子供の望ましくない態度がさまざまな教育場面に広がってしまう心配が払拭できない」（意見9）、「分離型の教育である特別な学校を利用することは、望ましくない」、「分離型の特別な学校が有する、単に、障害のある子供を教育した経験と、最新の知見である障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことは異なるものであり、障害のある子供の教育とは何か、見誤って

はならない」（意見15）などがあった。

## V. まとめ

本論では、権利条約の第24条「教育」に係る一般的意見「インクルーシブ教育への権利（General Comment No. 4）」について、この採択版とドラフト版との比較を行った。

その目的は、障害者の権利に関する条約を批准後の初めての総括所見の指摘を踏まえて、特別支援学校等を含めた連続した多様な学びの場を確保することを通じて教育インクルーシブ教育システムの構築を進める我が国の特別支援教育政策の立案及び施策の推進の参考とするためであった。

著者が注視したのは、ドラフト版に見られた通常の学校の特別のクラスやユニット（我が国では特別支援学級）が分離型のタイプとして説明された部分の削除、統合教育の意義の変更、インクルージョンの対極に教育からの除外という概念を置いた上で、従来のインクルーシブ教育はプロセスであるという説明（UNESCO, 2009）を変更し、そのプロセスの成果であるとの解釈を行った等であった。

なお、インクルーシブ教育は理想であるが、現時点では、通常の学校や教室におけるインクルーシブ教育の推進と併せて、特別な場を含めた教育を充実することが必要であるとの認識が少なくない国々から示されていた。

## VI. 我が国の次回の締約国報告に向けて

一般的意見は、それまでに提出された締約国報告書を踏まえて、障害者権利委員会が採択した正式な文書であり、その内容は締約国によって尊重されなければならない。これまで述べてきたように、少なくない国が、特別な教育の場の重要性を指摘しており、採択版では、既に述べた通り、特別な学級の存在を分離型の教育の具体例から削除した上で、十分な支援を行わない通常の教育の場における教育を否定している。さらに、多様な学

びの場の必要性の指摘が各国政府や団体からなされたことを踏まえて採択版が作成されたとも考えられる。

我が国を含め、多くの国が多様な学びの場を確保する政策を推進していると推測される中であって、締約国、障害者権利委員会を含めて、障害者の権利に関する条約第 24 条に係る一般的意見の要請事項のより具体的な水準での認識を一致させることが必要であろう。そのためには我が国を含めた締約国はこの一般的意見の内容を具体的な水準で理解し、施策につなげるとともに、その施策が一般的意見の要請と整合性のあることを示していかなければならない。

さらに、結果と考察に取り上げていない意見からもさまざまな示唆が得られると思われた。例えば、意見 12 には、ドラフト版への直接のコメントの他に、現時点における特別な学校の必要性に加えて、盲者、盲ろう者のために全ての学校が配慮すべきことがらを列挙し、それらの条件を整えることができればインクルーシブな学校となるという視点が提供されている。既に述べたインクルーシブ教育が関与するプロセスは、例えば、それらの実現に向けたものかもしれない。権利条約がその漸進性を許容するものであることを踏まえれば、我が国の次回の締約国報告に向けて、インクルーシブ教育の定義を明確に理解した上で、当面の多様な学びの場の確保に加えて、全ての子供を受け入れる学校の条件整備を国際的視野で追求する必要が示唆される。

## 文献（引用文献・参考文献）

- Ainscow, Mel. (2005a) Understanding the development of inclusive education system. *Electronic Journal of Research in Educational Psychology*, ISSN: 1696-209. N.7, Vol3(3)2005, pp.5-20.
- Ainscow, Mel. (2005b) Developing Inclusive Education Systems: What Are The Levers For Change?, *Journal of Educational Change* (2005)6:109-124.
- 外務省(n.d.).障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）.  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogai-sha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogai-sha.html)(アクセス日, 2022-12-16)
- 外務省(2014).障害者の権利に関する条約（本文 外務省訳）. 2014-01-30 .  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\\_ha/page22\\_000899.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html)(アクセス日, 2022-12-16)
- 国連総会(2007).Convention on the Rights of Persons with Disabilities [A/RES/61/106].
- 国連 (n.d.).United Nation Treaty Collection.  
[https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=IV-15&chapter=4&clang=\\_en](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-15&chapter=4&clang=_en)(アクセス日, 2022-12-16)
- 国連人権条約機関データベース(n.d.).UN Treaty Body Database.  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&DocTypeID=5](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&DocTypeID=5)(アクセス日, 2022-12-16)
- 国連(n.d.).AskDAG サイト.  
<https://ask.un.org/faq/135547>(アクセス日, 2022-12-16)
- 障害者権利委員会 (n.d.).General Comments.  
<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/GC.aspx>(アクセス日, 2022-12-16)
- 障害者権利委員会（2009）. Guidelines on periodic reporting to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, including under the simplified reporting procedure.  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2F3%2F2&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2F3%2F2&Lang=en)(アクセス日, 2022-12-16)
- 障害者権利委員会（2019）. List of issues in relation to the initial report of Japan.  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2FJPN%2FQ%2F1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2FJPN%2FQ%2F1&Lang=en)(アクセス日, 2022-12-16)
- 障害者権利委員会(2022).Concluding observations on the initial report of Japan, CRPD/C/JPN/CO/1.
- UNESCO(2009). Policy Guidelines on Inclusion in Education, UNESCO.  
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000177849>(アクセス日, 2022-12-16)

付表1 意見提出機関（個人を含む。）一覧（国連障害者権利委員会 Web サイトの掲載順）

No.	機関名等
意見1	All India Confederation of the Blind（インド共和国・全インド盲人連合）
意見2	Amnesty International (AI)（国際人権 NGO・アムネスティ・インターナショナル）
意見3	Argentina（アルゼンチン共和国政府）
意見4	Armenian Child Protection Network（アルメニア共和国・アルメニア児童保護ネットワーク）
意見5	Asociación Azul（アルゼンチン共和国・アジュール協会：障害者自立生活支援団体）
意見6	Association Politics against Exclusion-Coalition for Integration and Inclusion（ドイツ連邦・統合とインクルージョンに向けて教育における排除に抗する政策検討団体：大学教授などの専門家で構成される団体）
意見7	Australian Government（オーストラリア連邦・連邦政府）
意見8	Australian Lawyers For Human Rights（オーストラリア連邦・人権弁護士会）
意見9	Autistic Minority International（国連登録の NGO・自閉マイノリティー国際支援組織）
意見10	Bahrain（バーレーン王国・教育省）
意見11	Belgian Intefederal Centre for Equal Opportunities（ベルギー王国・機会平等支援連邦センター：独立公共サービス機関）
意見12	Blind Citizens New Zealand（ニュージーランド・全国盲人協会）
意見13	Bridge of Hope Armenia（アルメニア共和国・希望の架け橋：児童青年期障害者権利擁護団体）
意見14	Canadian Association for Community Living (CACL)（カナダ・全国コミュニティ・リビング協会）
意見15	Cátia Malaquias（オーストラリア連邦・個人：弁護士，ダウン症の母親，障害者団体役員）
意見16	Center For Reproductive Rights (CRR)（国際 NGO・性と生殖に関する健康と権利擁護センター）
意見17	Children with Disability Australia (CDA)（オーストラリア連邦・全国障害のある子供と青年支援組織）
意見18	Clínica Jurídica en Discapacidad y Derechos Humanos de la Pontificia Universidad Católica del Peru（ペルー共和国・ペルーポンティフィシア・カトリック大学・障害者と人権に関するクリニック）
意見19	Comité Español De Representantes De Personal Con Discapacidad (CERMI)（スペイン王国・スペイン障害者政策委員会）
意見20	Deaf Education Council of the Philippines（フィリピン共和国・ろう者教育評議会）
意見21	Disability Research Network（国と差し出し人は不明・関係する学術論文の写し1部：Bronagh Byrne (2013): Hidden contradictions and conditionality: conceptualisations of inclusive education in international human rights law, Disability & Society, 28:2, 232-244）
意見22	Disabled Peoples Organisations Denmark-Danske Handicaporganisationer（デンマーク王国・デンマーク障害者機構）
意見23	Disables Peoples Organisations Denmark-Danske Handicaporganisationer（リンク先のファイルは意見22と同じ資料であり重複と判断した。）

意見 24	Down Madrid (スペイン王国・マドリード・ダウン症協会)
意見 25	Down Syndrome International (DSI) (国際ダウン症協会：本部イギリス)
意見 26	Dr. Kathy Kologon, Senior Lecturer, Inclusive Education (個人・オーストラリア連邦・マッコーリー大学)
意見 27	Education For All (ニュージーランド・全ての人のための教育・個人の有志団体)
意見 28	Electro Hypersensitivity and Inclusive Education Australia KT (個人・電磁波過敏症の保護者)
意見 29	ElectroSensitivity UK (ES UK) (イギリス・英国電磁波過敏症慈善団体)
意見 30	Equals Centre for Promotion of Social Justice-Chennai, India (インド共和国・公平な社会推進平等センター)
意見 31	Ethna Monks (個人・アイルランド共和国：電磁波過敏症に関する事項を記載)
意見 32	European Agency for Special Needs and Inclusive Education (欧州特別支援教育とインクルーシブ教育推進機構)
意見 33	Finland- Comments on Draft and Submission (フィンランド政府)
意見 34	Fundación Saldarriaga Concha (コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団)
意見 35	Fundación-Saldarriagga Concha (リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。)
意見 36	Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター)
意見 37	Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体)
意見 38	Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターヘッド、署名は無い。)
意見 39	Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体：基本的人権としての教育の推進)
意見 40	Government of South Australia (南オーストラリア政府)
意見 41	Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第 24 条インクルーシブ教育のための連合体)
意見 42	Human Rights Watch (国際 NGO：ヒューマン・ライツ・ウォッチ)
意見 43	IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)
意見 44	IN1SCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)
意見 45	Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ：欧州知的障害者家族団体)
意見 46	Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル：国際知的障害者家族団体)
意見 47	Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド：オランダ知的障害者家族団体)
意見 48	International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)
意見 49	International Disability and Development Consortium (IDDC) (国際障害と開発共同体：本部ベルギー) and Global Campaign for Education (GCE) (世界教育キャンペーン：本部南アフリカ)

意見 50	International Network for Education in Emergencies (INEE) (国際団体・緊急時や危機における教育国際ネットワーク)
意見 51	Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI Japan) (日本国・DPI 日本会議)
意見 52	Kathryn Underwood, Ryerson University and Gillian Parekh, Ontario Institute for Studies in Education (個人)
意見 53	Karlen Communications (個人：アクセシブルなワードファイル等の利用を推進する事業者・所在地はカナダ)
意見 54	Kenya National Commission on Human Rights (KNCHR) (ケニヤ共和国・人権委員会)
意見 55	LUMOS (J.K.ローリングスが設立した財団：2050年まで子供の施設入所ゼロを目標)
意見 56	Mesa Discapacidad Peru (ペルー共和国・障害者支援団体)
意見 57	Mosaic International (国際団体・キリスト教慈善団体)
意見 58	National Council of Persons with Disabilities-Hungary (ハンガリー共和国・障害者評議会)
意見 59	National Federation of Disabled Persons' Association-Hungary (MEOSZ) (ハンガリー共和国・障害者協会連合会)
意見 60	Philippines Stakeholders (フィリピン共和国) ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリピンの教育省、民間団体の連名の意見書)
意見 61	Plan International (国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体)
意見 62	Plena Inclusión (スペイン王国・インクルージョン推進団体)
意見 63	Public Defender's Office of Georgia (ジョージア共和国・権利擁護事務所)
意見 64	RED ALTER NATIVA (コロンビア共和国・ICT活用による多様性のある教育を推進する団体)
意見 65	Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English (ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織)
意見 66	Rural Rehab South Africa (RuReSA) (南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体)
意見 67	RYTMUS (チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体)
意見 68	SECTION27 (南アフリカ共和国・人権擁護団体)
意見 69	Sense International (SI) (盲ろう者への国際支援団体)
意見 70	South Africa Disability Alliance (SADA) (南アフリカ共和国・障害者連合)
意見 71	Spain (スペイン王国・署名等は無し)
意見 72	SUMERO (ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国)
意見 73	The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE) (イギリス・障害者支援ネットワーク)
意見 74	The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD) (欧州障害者サービス提供者協会)
意見 75	The European Network on Independent Living (ENIL) (欧州自立生活支援ネットワーク)
意見 76	The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR) (ギリシャ共和国・国家人権委員会)
意見 77	The Norwegian Association for Persons with Developmental (意見 78 が正しい名称)
意見 78	The Norwegian Association of the Blind and Partially Sighted (ノルウェー王国・盲弱視協

	会)
意見 79	Disabilities (NFU) (リンク先のファイルは意見 77, 78 と同じ資料で重複と判断した。)
意見 80	The Open Society Foundation (国際団体・George Soros によって設立された市民社会支援の助成財団)
意見 81	The Society of Public Education Planning-Japan (日本・「公教育計画学会」)
意見 82	Unapei (フランス・「知的障害者全国協会」)
意見 83	Women Enabled International (WEI) (国際団体・女性と障害者人権擁護団体)
意見 84	Women With Disabilities Australia (WWDA) (オーストラリア連邦・障害のある女性支援団体)
意見 85	World Federation of the Deaf (WFD), European Union of the Deaf (EUD), World Federation of the Deaf Youth Section (WFDYS) and European Union of the Deaf Youth (EUDY) (世界ろう者連合, 欧州ろう者連合, 世界ろう青年部門, 欧州ろう青年連合の連名での意見)
意見 86	World Network of Users and Survivors of Psychiatry (WNUSP) (世界精神医学ネットワーク)
意見 87	World of Inclusion (国際団体・障害者支援団体: インクルーシブ教育の研修, 支援を行う団体: 本部はイギリス)

注: 機関名等について国名を添えた。団体等で, その名称から活動内容が不明な場合には意見書等からその団体の性格を付記した。なお, 日本語訳のあるものはそれを尊重した。それ以外については, 名称, 資料に記載された紹介をもとにできるかぎり原語のとおり訳出したもの。なお, 意見の内容は, 一般的意見全体を網羅するものが多いことから, 表中に, その概要を記すことをしていない。



# A Study on the CRPD General Comment No 4 of Article 24: The right to inclusive education –Key amendments between the draft version and the final one–

MUNEKATA Tetsuya\*

(\*Center for Promoting Education for Persons with Developmental Disabilities)

**Abstract:** The purpose of the present paper is to describe the perspectives of CRPD General Comment No 4 of Article 24: The right to inclusive education. At present, there are eight General Comments on the CRPD. General Comment No.4 was adopted on August 26th, 2016, by the Committee on the Rights of Persons with Disabilities of the UN. Prior to the adoption, the Committee issued a draft version and solicited comments from around the world. There were total of 87 responses from governments as well as NPOs and associations of state parties from around the world. The author found that special units or classes in ordinary schools were defined as segregation in the draft and then these paragraphs were omitted in the final version. At the same time, the idea that adapting and empowering special schools into resource centers to provide support to education environments was omitted. The author also found that the definition of Inclusive Education was changed from “a process”(UNESCO, 2009) to “the results of a process”. Regarding these changes, the author picked up relevant opinions from the responses mentioned above to explain possible reasons for such amendments.

The Committee on the Rights of Persons with Disabilities, in its concluding observations on the initial report of Japan dated September 9, 2022, in its Article 24, referred the general comment No.4 prior to its recommendation. In this context, the author believes that the findings in this paper provide important suggestions for Japan to enhance inclusive education as a signatory to the Convention.

**Keywords:** Inclusive Education, CRPD, Committee on the Rights of Persons with Disabilities, General Comment